

資料 1. 3 特別管理産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	施設	基準 (・の数値は、検液 1 ℓ に含まれる物質量の基準値 (mg) で、これを超えるものが特別管理産業廃棄物となる)
廃油 令第 2 条の 4 第 1 号		○産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類
廃酸 令第 2 条の 4 第 2 号		○pH が 2.0 以下のもの
廃アルカリ 令第 2 条の 4 第 3 号		○pH が 12.5 以上のもの
感染性産業廃棄物 令第 2 条の 4 第 4 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院 ・ 診療所 ・ 衛生検査所 ・ 介護老人保健施設 ・ 助産所 ・ 国又は地方公共団体の試験研究機関 (医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの) ・ 大学及びその付属試験研究機関 (医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの) ・ 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 (医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの) 	○感染性廃棄物 (感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物) であって、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、又は第 2 条第 7 号若しくは第 13 号に掲げる廃棄物 (事業活動に伴って生じたもの)
廃 PCB 等 令第 2 条の 4 第 5 号イ		○廃 PCB 及び PCB を含む廃油
PCB 汚染物 令第 2 条の 4 第 5 号ロ		<ul style="list-style-type: none"> ○紙くず (事業活動等発生物に限る) のうち、PCB が塗布され、又は染み込んだもの ○木くず (事業活動等発生物に限る) のうち、PCB が染み込んだもの ○繊維くず (事業活動等発生物に限る) のうち、PCB が染み込んだもの ○廃プラスチック類 (事業活動等発生物に限る) のうち、PCB が付着し、又は封入されたもの ○金属くず (事業活動等発生物に限る) のうち、PCB が付着し、又は封入されたもの ○陶磁器くず (事業活動等発生物に限る) のうち、PCB が付着したもの
PCB 処理物 令第 2 条の 4 第 5 号ハ		<ul style="list-style-type: none"> ○廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもの 廃油の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.5 (試料 1 kg 中の値) 廃酸又は廃アルカリの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.03 (試料 1 ℓ 中の値) 廃プラスチック類又は金属くずの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ PCB が付着している又は封入されていること 陶磁器くずの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ PCB が付着していること 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.003
指定下水汚泥 令第 2 条の 4 第 5 号ニ		<ul style="list-style-type: none"> ・ アルキル水銀化合物 検出 ・ 水銀又はその化合物 0.005 ・ カドミウム又はその化合物 0.3

産業廃棄物の種類	施設	基準
		<ul style="list-style-type: none"> ・鉛又はその化合物 0.3 ・有機燐化合物 1 ・六価クロム化合物 1.5 ・砒素又はその化合物 0.3 ・シアン化合物 1 ・PCB 0.003 ・トリクロロエチレン 0.3 ・テトラクロロエチレン 0.1 ・ジクロロメタン 0.2 ・四塩化炭素 0.02 ・1,2-ジクロロエタン 0.04 ・1,1-ジクロロエチレン 0.2 ・シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 ・1,1,1-トリクロロエタン 3 ・1,1,2-トリクロロエタン 0.06 ・1,3-ジクロロプロペン 0.02 ・チウラム 0.06 ・シマジン 0.03 ・チオベンカルブ 0.2 ・ベンゼン 0.1 ・セレン又はその化合物 0.3
処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリの場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.05 ・カドミウム又はその化合物 1 ・鉛又はその化合物 1 ・有機燐化合物 1 ・六価クロム化合物 5 ・砒素又はその化合物 1 ・シアン化合物 1 ・PCB 0.03 ・トリクロロエチレン 3 ・テトラクロロエチレン 1 ・ジクロロメタン 2 ・四塩化炭素 0.2 ・1,2-ジクロロエタン 0.4 ・1,1-ジクロロエチレン 2 ・シス-1,2-ジクロロエチレン 4 ・1,1,1-トリクロロエタン 30 ・1,1,2-トリクロロエタン 0.6 ・1,3-ジクロロプロペン 0.2 ・チウラム 0.6 ・シマジン 0.3 ・チオベンカルブ 2 ・ベンゼン 1 ・セレン又はその化合物 1
処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外の場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.005 ・カドミウム又はその化合物 0.3 ・鉛又はその化合物 0.3 ・有機燐化合物 1 ・六価クロム化合物 1.5 ・砒素又はその化合物 0.3 ・シアン化合物 1 ・PCB 0.003 ・トリクロロエチレン 0.3 ・テトラクロロエチレン 0.1

産業廃棄物の種類	施設	基準
		<ul style="list-style-type: none"> ・ジクロロメタン 0.2 ・四塩化炭素 0.02 ・1,2-ジクロロエタン 0.04 ・1,1-ジクロロエチレン 0.2 ・シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 ・1,1,1-トリクロロエタン 3 ・1,1,2-トリクロロエタン 0.06 ・1,3-ジクロロプロペン 0.02 ・チウラム 0.06 ・シマジン 0.03 ・チオベンカルブ 0.2 ・ベンゼン 0.1 ・セレン又はその化合物 0.3
鉱さい 令第2条の4第5号ホ		<ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.005 ・カドミウム又はその化合物 0.3 ・鉛又はその化合物 0.3 ・六価クロム化合物 1.5 ・砒素又はその化合物 0.3 ・セレン又はその化合物 0.3
処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリの場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.05 ・カドミウム又はその化合物 1 ・鉛又はその化合物 1 ・六価クロム化合物 5 ・砒素又はその化合物 1 ・セレン又はその化合物 1
処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外の場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.005 ・カドミウム又はその化合物 0.3 ・鉛又はその化合物 0.3 ・六価クロム化合物 1.5 ・砒素又はその化合物 0.3 ・セレン又はその化合物 0.3
廃石綿等 令第2条の4第5号へ 飛散するおそれがあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿建材除去事業 ・特定粉じん発生施設 ・輸入されたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○吹き付け石綿 ○建築材料であって石綿を含む次のもの <ul style="list-style-type: none"> ・石綿保温材 ・けいそう土保温材 ・パーライト保温材 ・接触、気流、振動等により石綿が飛散するおそれのある保温材 ○石綿建材除去事業用具類 ○特定粉じん発生施設で集じん施設により集められたもの ○特定粉じん発生施設で使用された用具類 ○集じん施設により、集められた石綿（輸入されたものに限る） ○廃棄された防じんマスク等石綿が付着しているおそれのある用具、器具（輸入されたものに限る）
ばいじん 令第2条の4第5号ト (水銀又はその化合物)	[大防法令別表第1] <ul style="list-style-type: none"> ・03 金属精錬ばい焼炉等 ・05 金属精製溶解炉等 ・10 無機化学工業品反応炉等 ・11 乾燥炉 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.005

産業廃棄物の種類	施設	基準
処分するために処理したものの	(廃酸、廃アルカリの場合)	・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.05
	(廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.005
ばいじん 令第2条の4第5号チ (カドミウム又はその化合物)	[大防法令別表第1] ・03 金属精錬ばい焼炉等 ・05 金属精製溶解炉等 ・09 窯業製品焼成炉等 ・10 無機化学工業品反応炉等 ・11 乾燥炉 ・12 製銑電気炉等 ・14 銅ばい焼炉等 ・15 カドミウム系顔料乾燥施設等 ・21 燐反応施設等 ・23 トリポリ燐酸ナトリウム反応施設等	・カドミウム又はその化合物 0.3
燃え殻 (カドミウム又はその化合物)	・廃プラスチック類焼却施設	
処分するために処理したものの	(廃酸、廃アルカリの場合)	・カドミウム又はその化合物 1
	(廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・カドミウム又はその化合物 0.3
ばいじん 令第2条の4第5号リ (鉛又はその化合物)	[大防法令別表第1] ・05 金属精製溶解炉等 ・09 窯業製品焼成炉等 ・10 無機化学工業品反応炉等 ・11 乾燥炉 ・12 製銑電気炉等 ・14 銅ばい焼炉等 ・24 鉛精錬溶解炉等 ・25 鉛蓄電池溶解炉等 ・26 鉛系顔料溶解炉等	・鉛又はその化合物 0.3
燃え殻 (鉛又はその化合物)	・廃プラスチック類焼却施設	
処分するために処理したものの	(廃酸、廃アルカリの場合)	・鉛又はその化合物 1
	(廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・鉛又はその化合物 0.3
ばいじん 令第2条の4第5号ヌ (六価クロム化合物)	[大防法令別表第1] ・03 金属精錬ばい焼炉等 ・10 無機化学工業品反応炉等 ・11 乾燥炉 ・12 製銑電気炉等	・六価クロム化合物 1.5
燃え殻 (六価クロム化合物)	・廃プラスチック類焼却施設 ・産業廃棄物焼却施設	
処分するために処理したものの	(廃酸、廃アルカリの場合)	・六価クロム化合物 5
	(廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・六価クロム化合物 1.5
ばいじん 令第2条の4第5号ル (砒素又はその化合物)	[大防法令別表第1] ・03 金属精錬ばい焼炉等 ・09 窯業製品焼成炉等 ・10 無機化学工業品反応炉等 ・11 乾燥炉 ・14 銅ばい焼炉等 ・24 鉛精錬溶解炉等	・砒素又はその化合物 0.3
燃え殻 (砒素又はその化合物)	・産業廃棄物焼却施設	
処分するために処理したものの	(廃酸、廃アルカリの場合)	・砒素又はその化合物 1
	(廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・砒素又はその化合物 0.3
ばいじん 令第2条の4第5号ヲ (セレン又はその化合物)	[大防法令別表第1] ・03 金属精錬ばい焼炉等 ・04 金属精錬溶銲炉等 ・05 金属精製溶解炉等 ・09 窯業製品焼成炉等 ・10 無機化学工業品反応炉等 ・11 乾燥炉 ・12 製銑電気炉等 ・14 銅ばい焼炉等 ・15 カドミウム系顔料乾燥施設等	・セレン又はその化合物 0.3

産業廃棄物の種類	施設	基準
燃え殻 (セレン又はその化合物)	・廃プラスチック類焼却施設	
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・セレン又はその化合物 1 ・セレン又はその化合物 0.3
ばいじん 令第2条の4第5号ワ (ダイオキシン類を含むもの)	・製鋼(鑄鋼を除く)電気炉(変圧器の定格容量1,000kVA以上のもの)・アルミニウム合金製造焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉(焙焼炉及び乾燥炉は原料処理能力0.5t/h以上のもの、溶解炉は容量1t以上のもの)	ダイオキシン類 3 ng-TEQ/g
燃え殻(ダイオキシン類を含むもの)	廃棄物焼却炉(火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が50kg/h以上のもの)	ダイオキシン類 3 ng-TEQ/g
処分するために処理したもの		ダイオキシン類 3 ng-TEQ/g
廃油 令第2条の4第5号カ (トリクロロエチレン)	[水濁法令別表1] ・19ト 紡績業等染色施設 ・19チ 紡績業等薬液浸透施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業現像洗浄施設等 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・51ホ 石油精製業潤滑油洗浄施設 ・66 電気めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 ・トリクロロエチレンによる表面処理施設	○廃溶剤(トリクロロエチレンに限る)
処分するために処理したもの	(廃油の場合) (廃酸、廃アルカリの場合) (廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合)	○廃溶剤(トリクロロエチレンに限る) ・トリクロロエチレン 3 ・トリクロロエチレン 0.3
廃油 令第2条の4第5号ヨ (テトラクロロエチレン)	[水濁法令別表1] ・19ト 紡績業等染色施設 ・19チ 紡績業等薬液浸透施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業現像洗浄施設等 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・47ニ 医療品製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・66 電気めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 ・テトラクロロエチレンによる表面処理施設	○廃溶剤(テトラクロロエチレンに限る)
処分するために処理したもの	(廃油の場合) (廃酸、廃アルカリの場合) (廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合)	○廃溶剤(テトラクロロエチレンに限る) ・テトラクロロエチレン 1 ・テトラクロロエチレン 0.1
廃油 令第2条の4第5号タ (ジクロロメタン)	[水濁法令別表1] ・21ハ 化学繊維製造業原料回収施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業現像洗浄施設等 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物	○廃溶剤(ジクロロメタンに限る)

産業廃棄物の種類	施設	基準
	質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・53イ ガラス、ガラス製品製造業研磨洗浄施設 ・66 電気めっき施設 ・71の2イ 科学技術 研究所等洗浄施設 ・71の5 トリクロロエチ レン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタ ンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除 く） ・写真感光材料製造業溶解施設 ・ジクロロメタンによる表面処理施設	
処分するために処理したものの	（廃油の場合） （廃酸、廃アルカリの場合） （廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合）	○廃溶剤（ジクロロメタンに限る） ・ジクロロメタン 2 ・ジクロロメタン 0.2
廃油 令第2条の4第5号レ （四塩化炭素）	〔水濁法令別表1〕 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・47ニ 医薬品製造業混 合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有 する試薬製造業試薬製造施設 ・66 電気め っき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・四塩化炭素による表面処理施設	○廃溶剤（四塩化炭素に限る）
処分するために処理したものの	（廃油の場合） （廃酸、廃アルカリの場合） （廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合）	○廃溶剤（四塩化炭素に限る） ・四塩化炭素 0.2 ・四塩化炭素 0.02
廃油 令第2条の4第5号ソ （1,2-ジクロロエタ ン）	〔水濁法令別表1〕 ・28ホ カーバイト法アセチレン誘導品製造業 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ・33ニ 合成樹 脂製造業静置分離器 ・47ニ 医薬品製造業混 合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有 する試薬製造業試薬製造施設 ・66 電気め っき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・1,2-ジクロロエタンによる表面処理施設	○廃溶剤（1,2-ジクロロエタンに限る）
処分するために処理したものの	（廃油の場合） （廃酸、廃アルカリの場合） （廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合）	○廃溶剤（1,2-ジクロロエタンに限る） ・1,2-ジクロロエタン 0.4 ・1,2-ジクロロエタン 0.04
廃油 令第2条の4第5号ツ （1,1-ジクロロエチ レン）	〔水濁法令別表1〕 ・19ト 紡績業、繊維製品製造業染色施設 ・19チ 紡績業、繊維製品製造業薬液浸透施設 ・21ハ 化学繊維製造業原料回収施設 ・23 の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業現像洗 浄施設等 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・47ニ 医薬 品製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる 物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・51 ホ 石油精製業潤滑油洗浄施設 ・66 電気 めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2 イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン 又は1,1,1-トリクロロエタンによる表面処理 施設	○廃溶剤（1,1-ジクロロエチレンに限る）

産業廃棄物の種類	施設	基準
処分するために処理したもの	(廃油の場合) (廃酸、廃アルカリの場合) (廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合)	○廃溶剤 (1,1-ジクロロエチレンに限る) ・1,1-ジクロロエチレン 2 ・1,1-ジクロロエチレン 0.2
廃油 令第2条の4第5号ネ (シス-1,2-ジクロロエチレン)	〔水濁法令別表1〕 ・19ト 紡績業、繊維製品製造業染色施設 ・19チ 紡績業、繊維製品製造業薬液浸透施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業 現像洗浄施設等 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・50 第2 条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬 製造施設 ・51ホ 石油精製業潤滑油洗浄施設 ・66 電気めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施 設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・トリクロロエチレン又はテトラクロロエチ レンによる表面処理施設	○廃溶剤 (シス-1,2-ジクロロエチレンに限る)
処分するために処理したもの	(廃油の場合) (廃酸、廃アルカリの場合) (廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合)	○廃溶剤 (シス-1,2-ジクロロエチレンに限る) ・シス-1,2-ジクロロエチレン 4 ・シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4
廃油 令第2条の4第5号ナ (1,1,1-トリクロロエタン)	〔水濁法令別表1〕 ・19ト 紡績業、繊維製品製造業染色施設 ・19チ 紡績業、繊維製品製造業薬液浸透施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業 現像洗浄施設等 ・47ニ 医薬品製造業混合施 設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する 試薬製造業試薬製造施設 ・51ホ 石油精製業 潤滑油洗浄施設 ・53イ ガラス、ガラス製品 製造業研磨洗浄施設 ・66 電気めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術 研究所等洗浄施設 ・1,1,1-トリクロロエタンによる表面処理施設	○廃溶剤 (1,1,1-トリクロロエタンに限る)
処分するために処理したもの	(廃油の場合) (廃酸、廃アルカリの場合) (廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合)	○廃溶剤 (1,1,1-トリクロロエタンに限る) ・1,1,1-トリクロロエタン 30 ・1,1,1-トリクロロエタン 3
廃油 令第2条の4第5号ラ (1,1,2-トリクロロエタン)	〔水濁法令別表1〕 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・50 第 2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試 薬製造施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設	○廃溶剤 (1,1,2-トリクロロエタンに限る)
処分するために処理したもの	(廃油の場合) (廃酸、廃アルカリの場合) (廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合)	○廃溶剤 (1,1,2-トリクロロエタンに限る) ・1,1,2-トリクロロエタン 0.6 ・1,1,2-トリクロロエタン 0.06
廃油 令第2条の4第5号ム (1,3-ジクロロプロペン)	〔水濁法令別表1〕 ・49 農業製造業混合施設 ・50 第2条各号 に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施 設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設	○廃溶剤 (1,3-ジクロロプロペンに限る)
処分するために処理したもの	(廃油の場合) (廃酸、廃アルカリの場合) (廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合)	○廃溶剤 (1,3-ジクロロプロペンに限る) ・1,3-ジクロロプロペン 0.2 ・1,3-ジクロロプロペン 0.02

産業廃棄物の種類	施設	基準
廃油 令第2条の4第5号ウ (ベンゼン)	〔水濁法令別表1〕 ・21ハ 化学繊維製造業原料回収施設 ・23リ パルプ、紙、紙加工品の製造業ゼロハン製膜 施設 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・47ニ 医薬品 製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物 質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・71の 2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・ベンゼンによる表面処理施設	○廃溶剤 (ベンゼンに限る)
処分するために処理し したもの	(廃油の場合) (廃酸、廃アルカリの場合) (廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合)	○廃溶剤 (ベンゼンに限る) ・ベンゼン 1 ・ベンゼン 0.1
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号キ (水銀又はその化合物)	〔水濁法令別表1〕 ・25 水銀電解法カセイソーダ等製造業塩水精 製施設等 ・26イ 無機顔料製造業洗浄施設 ・26ロ 無機顔料製造業ろ過施設 ・26ホ 無 機顔料製造業廃ガス洗浄施設 ・27イ 無機化学 工業製品製造業ろ過施設 ・27ロ 無機化学 工業製品製造業遠心分離機 ・27ヌ 無機化学 工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・27ル 無機 化学工業製品製造業湿式集じん施設 ・28ホ カーバイト法アセチレン誘導品製造業塩化ビニ ルモノマー洗浄施設 ・46イ 有機化学工業製 品製造業水洗施設 ・46ロ 有機化学工業製品 製造業ろ過施設 ・46ニ 有機化学工業製品製 造業廃ガス洗浄施設 ・47ロ 医薬品製造業ろ 過施設 ・47ハ 医薬品製造業分離施設 ・47 ニ 医薬品製造業混合施設 ・47ホ 医薬品製 造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げ る物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・62ニ 非鉄金属製造業水銀精製施設 ・62ホ 非鉄金属製造業廃ガス洗浄施設 ・62ヘ 非 鉄金属製造業湿式集じん施設 ・63ニ 金属製 品製造業等水銀精製施設 ・63ホ 金属製品製 造業等廃ガス洗浄施設 ・71の2イ 科学技術 研究所等洗浄施設 ・アセチレン精製施設 (水銀を含有する触媒を 使用するものに限る)	(汚泥の場合) ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.005 (廃酸、廃アルカリの場合) ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.05
処分するために処理し したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.05 ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.005
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ノ (カドミウム又はその 化合物)	〔水濁法令別表1〕 ・26イ 無機顔料製造業洗浄施設 ・26ロ 無 機顔料製造業ろ過施設 ・26ハ 無機顔料製造 業 (カドミウム系) 遠心分離機 ・26ホ 無機 顔料製造業廃ガス洗浄施設 ・27イ 無機化学 工業製品製造業ろ過施設 ・27ロ 無機化学 工業製品製造業遠心分離機 ・27ヌ 無機化学 工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・27ル 無機 化学工業製品製造業湿式集じん施設 ・37ホ 石 油化学工業アセトアルデヒド等蒸留施設 ・37 タ 石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・43 写真	(汚泥の場合) ・カドミウム又はその化合物 0.3 (廃酸、廃アルカリの場合) ・カドミウム又はその化合物 1

産業廃棄物の種類	施設	基準	
	感光剤洗浄施設 ・46イ 有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・53 ガラス、ガラス製品製造業研磨洗浄施設等 ・58 窯業原料精製業水洗式破碎施設等 ・62 ホ 非鉄金属製造業廃ガス洗浄施設 ・62ヘ 非鉄金属製造業湿式集じん施設 ・63ハ 金属製品製造業等カドミウム電極又は鉛電極化成施設 ・63ホ 金属製品製造業等廃ガス洗浄施設 ・65 酸又はアルカリ表面処理施設 ・66 電気めっき施設 ・68 写真現像洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設		
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・カドミウム又はその化合物 ・カドミウム又はその化合物	1 0.3
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号オ (鉛又はその化合物)	〔水濁法令別表1〕 ・26イ 無機顔料製造業洗浄施設 ・26ロ 無機顔料製造業ろ過施設 ・26ホ 無機顔料製造業廃ガス洗浄施設 ・27イ 無機化学工業製品製造業ろ過施設 ・27ロ 無機化学工業製品製造業遠心分離機 ・27ヌ 無機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・27ル 無機化学工業製品製造業湿式集じん施設 ・46イ 有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ロ 医薬品製造業ろ過施設 ・47ハ 医薬品製造業分離施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・47ホ 医薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・49 農薬製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・53 ガラス、ガラス製品製造業研磨洗浄施設等 ・58 窯業原料精製業水洗式破碎施設等 ・62ロ 非鉄金属製造業電解施設 ・62ホ 非鉄金属製造業廃ガス洗浄施設 ・62ヘ 非鉄金属製造業湿式集じん施設 ・63ハ 金属製品製造業等カドミウム電極又は鉛電極化成施設 ・63ホ 金属製品製造業等廃ガス洗浄施設 ・65 酸又はアルカリ表面処理施設 ・66 電気めっき施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・トリニトロレゾルシン鉛製造施設	(汚泥の場合) ・鉛又はその化合物 (廃酸、廃アルカリの場合) ・鉛又はその化合物	0.3 1
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・鉛又はその化合物 ・鉛又はその化合物	1 0.3
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ク (有機燐化合物)	〔水濁法令別表1〕 ・46イ 有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・49 農薬製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設	(汚泥の場合) ・有機燐化合物 (廃酸、廃アルカリの場合) ・有機燐化合物	1 1
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・有機燐化合物 ・有機燐化合物	1 1

産業廃棄物の種類	施 設	基 準
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ヤ (六価クロム化合物)	〔水濁法令別表1〕 ・19ト 紡績業等染色施設 ・22ロ 木材薬品 処理薬液浸透施設 ・26イ 無機顔料製造業 洗浄施設 ・26ロ 無機顔料製造業ろ過施設 ・26ホ 無機顔料製造業廃ガス洗浄施設 ・27 イ 無機化学工業製品製造業ろ過施設 ・27ロ 無機化学工業製品製造業遠心分離機 ・27ヌ 無機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・27ル 無機化学工業製品製造業湿式集じん施 設 ・32 有機顔料等製造業ろ過施設等 ・46 イ 有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47 ロ 医薬品製造業ろ過施設 ・47ハ 医薬品製 造業分離施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・47ホ 医薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造 業試薬製造施設 ・63ロ 金属製品製造業等電 解式洗浄施設 ・63ホ 金属製品製造業等廃ガ ス洗浄施設 ・65 酸又はアルカリ表面処理施 設 ・66 電気めっき施設 ・71の2イ 科学 技術研究所等洗浄施設	(汚泥の場合) ・六価クロム化合物 1.5 (廃酸、廃アルカリの場合) ・六価クロム化合物 5
処分するために処理し たもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・六価クロム化合物 5 ・六価クロム化合物 1.5
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号マ (砒素又はその化合 物)	〔水濁法令別表1〕 ・22ロ 木材薬品処理薬液浸透施設 ・24 化学肥料製造業ろ過施設等 ・27イ 無機化学 工業製品製造業ろ過施設 ・27ロ 無機化学工 業製品製造業遠心分離機 ・27ヌ 無機化学工 業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・27ル 無機化 学工業製品製造業湿式集じん施設 ・47ロ 医 薬品製造業ろ過施設 ・47ハ 医薬品製造業分 離施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・47 ホ 医薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・49 農薬 製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物 質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・53 ガラス、ガラス製品製造業研磨洗浄施設等 ・62イ 非鉄金属製造業還元そう ・62ロ 非 鉄金属製造業電解施設 ・62ホ 非鉄金属製 造業廃ガス洗浄施設 ・62ヘ 非鉄金属製造業湿 式集じん施設 ・65 酸又はアルカリ表面処理 施設 ・66の2ハ 旅館業入浴施設 ・71の2 イ 科学技術研究所等洗浄施設	(汚泥の場合) ・砒素又はその化合物 0.3 (廃酸、廃アルカリの場合) ・砒素又はその化合物 1
処分するために処理し たもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・砒素又はその化合物 1 ・砒素又はその化合物 0.3
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ケ (シアン化合物)	〔水濁法令別表1〕 ・26イ 無機顔料製造業洗浄施設 ・26ロ 無 機顔料製造業ろ過施設 ・26ホ 無機顔料製 造業廃ガス洗浄施設 ・27イ 無機化学工業製品 製造業ろ過施設 ・27ロ 無機化学工業製品製 造業遠心分離機 ・27ヘ 無機化学工業製品 (青酸)製造業反応施設 ・27ヌ 無機化学工 業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・28イ カーバ イト法湿式アセチレンガス発生施設 ・32イ 有機顔料等製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料	(汚泥の場合) ・シアン化合物 1 (廃酸、廃アルカリの場合) ・シアン化合物 1

産業廃棄物の種類	施 設	基 準
	等製造業水洗施設 ・32ハ 有機顔料等製造業遠心分離機 ・32ニ 有機顔料等製造業廃ガス洗浄施設 ・33ロ 合成樹脂製造業水洗施設 ・33ハ 合成樹脂製造業遠心分離機 ・33リ 合成樹脂製造業廃ガス洗浄施設 ・34ハ 合成ゴム製造業水洗施設 ・34ニ 合成ゴム製造業ラテックス濃縮施設 ・34ニ 合成ゴム製造業静置分離器 ・37ニ 石油化学工業アクリロニトリル製造用急冷施設等 ・37ヨ 石油化学工業メチルメタアクリレートモノマー製造用反応施設等 ・46イ 有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ロ 医薬品製造業ろ過施設 ・47ハ 医薬品製造業分離施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・47ホ 医薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・61イ 鉄鋼業タール及びガス液分離施設 ・63イ 金属製品製造業等焼入れ施設 ・63ロ 金属製品製造業電解式洗浄施設 ・64 ガス供給業又はコークス製造業タール及びガス液分離施設等 ・66 電気めっき施設 ・68 写真現像洗浄施設 ・71の2 科学技術研究所等 ・青化法製練施設	
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・シアン化合物 1 ・シアン化合物 1
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号フ (PCB)	〔水濁法令別表1〕 ・23イ パルプ等製造業原料浸せき施設 ・23ニ パルプ等製造業蒸解施設 ・23ホ パルプ等製造業蒸解廃液濃縮施設 ・23ヘ パルプ等製造業チップ洗浄施設等 ・23ト パルプ等製造業漂白施設 ・23チ パルプ等製造業抄紙施設 ・23ヌ パルプ等製造業湿式繊維板成型施設 ・23ル パルプ等製造業廃ガス洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設	(汚泥の場合) ・PCB 0.003 (廃酸、廃アルカリの場合) ・PCB 0.003
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・PCB 0.03 ・PCB 0.003
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号コ (トリクロロエチレン)	〔水濁法令別表1〕 ・19ト 紡績業等染色施設 ・19チ 紡績業等薬液浸透施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業現像洗浄施設等 ・31ハ メタン誘導品(フロンガス)製造業洗浄施設等 ・32 有機顔料等製造業ろ過施設等 ・33ホ 合成樹脂(フッ素樹脂)製造業ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ・37イ 石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 石油化学工業分離施設 ・37ハ 石油化学工業ろ過施設 ・37タ 石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・46イ 有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試	(汚泥の場合) ・トリクロロエチレン 0.3 (廃酸、廃アルカリの場合) ・トリクロロエチレン 3

産業廃棄物の種類	施 設	基 準
	薬製造施設 ・51ホ 石油精製業潤滑油洗浄施設 ・66 電気めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 ・石油製品製造業蒸留施設（トリクロロエチレンの回収を行うものに限る） ・廃油蒸留施設 ・トリクロロエチレンによる表面処理施設	
処分するために処理したもの	（廃酸、廃アルカリの場合） （廃酸、廃アルカリ以外の場合）	・トリクロロエチレン 3 ・トリクロロエチレン 0.3
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号エ （テトラクロロエチレン）	〔水濁法令別表1〕 ・19ト 紡績業等染色施設 ・19チ 紡績業等薬液浸透施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業現像洗浄施設等 ・31ハ メタン誘導品（フロンガス）製造業洗浄施設等 ・32 有機顔料等製造業ろ過施設等 ・33ホ 合成樹脂（フッ素樹脂）製造業ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ・34イ 合成ゴム製造業ろ過施設 ・34ロ 合成ゴム製造業脱水施設 ・34ハ 合成ゴム製造業水洗施設 ・34ニ 合成ゴム製造業ラテックス濃縮施設 ・37イ 石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 石油化学工業分離施設 ・37ハ 石油化学工業ろ過施設 ・37タ 石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・46イ 有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・66 電気めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 ・石油製品製造業蒸留施設（テトラクロロエチレンの回収を行うものに限る） ・廃油蒸留施設（テトラクロロエチレンの回収を行うものに限る） ・テトラクロロエチレンによる表面処理施設	（汚泥の場合） ・テトラクロロエチレン 0.1 （廃酸、廃アルカリの場合） ・テトラクロロエチレン 1
処分するために処理したもの	（廃酸、廃アルカリの場合） （廃酸、廃アルカリ以外の場合）	・テトラクロロエチレン 1 ・テトラクロロエチレン 0.1
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号テ （ジクロロメタン）	〔水濁法令別表1〕 ・21イ 化学繊維製造業湿式紡糸施設 ・21ロ 化学繊維製造業リントー、未精練繊維薬液処理施設 ・21ハ 化学繊維製造業原料回収施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業現像洗浄施設等 ・31イ メタン誘導品製造業メチルアルコール、四塩化炭素製造施設のうち蒸留施設 ・32イ 有機顔料、合成染料製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料、合成染料製造業顔料、染色レーキ製造施設のうち水洗施設 ・32ハ 有機顔料、合成染料製造業遠心分離機	（汚泥の場合） ・ジクロロメタン 0.2 （廃酸、廃アルカリの場合） ・ジクロロメタン 2

産業廃棄物の種類	施設	基準
	<p>・32ニ 有機顔料、合成染料製造業廃ガス洗浄施設 ・33ロ 合成樹脂製造業水洗施設</p> <p>・33ハ 合成樹脂製造業遠心分離機 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・33リ 合成樹脂製造業廃ガス洗浄施設 ・33ヌ 合成樹脂製造業湿式集じん施設 ・34イ 合成ゴム製造業ろ過施設 ・34ロ 合成ゴム製造業脱水施設</p> <p>・34ハ 合成ゴム製造業水洗施設 ・34ニ 合成ゴム製造業ラテックス濃縮施設 ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・41イ 香料製造業洗浄施設 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設</p> <p>・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ロ 医薬品製造業ろ過施設 ・47ハ 医薬品製造業分離施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・47ホ 医薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・53イ ガラス、ガラス製品製造業研磨洗浄施設 ・66 電気めっき施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く） ・71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く）</p> <p>・写真感光材料製造業溶解施設</p> <p>・ジクロロメタンによる表面処理施設</p>	
処分するために処理したもの	<p>（廃酸、廃アルカリの場合）</p> <p>（廃酸、廃アルカリ以外の場合）</p>	<p>・ジクロロメタン 2</p> <p>・ジクロロメタン 0.2</p>
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ア （四塩化炭素）	<p>〔水濁法令別表1〕</p> <p>・31イ メタン誘導品製造業メチルアルコール、四塩化炭素製造施設のうち蒸留施設 ・31ハ メタン誘導品（フロンガス）製造業洗浄施設及びろ過施設 ・32イ 有機顔料、合成染料製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料、合成染料製造業顔料、染色レーキ製造施設のうち水洗施設 ・32ハ 有機顔料、合成染料製造業遠心分離機 ・32ニ 有機顔料、合成染料製造業廃ガス洗浄施設 ・33ロ 合成樹脂製造業水洗施設</p> <p>・33ハ 合成樹脂製造業遠心分離機 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・33ホ 合成樹脂（フッ素樹脂）製造業ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ・33リ 合成樹脂製造業廃ガス洗浄施設 ・33ヌ 合成樹脂製造業湿式集じん施設</p> <p>・34イ 合成ゴム製造業ろ過施設 ・34ロ 合成ゴム製造業脱水施設 ・34ハ 合成ゴム製造業水洗施設 ・34ニ 合成ゴム製造業ラテックス濃縮施設 ・34ホ 合成ゴム製造業静置分</p>	<p>（汚泥の場合）</p> <p>・四塩化炭素 0.02</p> <p>（廃酸、廃アルカリの場合）</p> <p>・四塩化炭素 0.2</p>

産業廃棄物の種類	施 設	基 準
	<p>離器 ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・41イ 香料製造業洗浄施設 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ロ 医薬品製造業ろ過施設 ・47ハ 医薬品製造業分離施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・47ホ 医薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・66 電気めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設</p> <p>・石油製品製造業蒸留施設（四塩化炭素の回収を行うものに限る） ・廃油蒸留施設（四塩化炭素の回収を行うものに限る） ・四塩化炭素による表面処理施設</p>	
処分するために処理したもの	<p>（廃酸、廃アルカリの場合） （廃酸、廃アルカリ以外の場合）</p>	<p>・四塩化炭素 0.2 ・四塩化炭素 0.02</p>
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号サ (1,2-ジクロロエタン)	<p>〔水濁法令別表1〕 ・28ホ カーバイト法アセチレン誘導品製造業塩化ビニルモノマー洗浄施設 ・32イ 有機顔料、合成染料製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料、合成染料製造業顔料、染色レーキ製造施設のうち水洗施設 ・32ハ 有機顔料、合成染料製造業遠心分離機 ・32ニ 有機顔料、合成染料製造業廃ガス洗浄施設 ・33ロ 合成樹脂製造業水洗施設 ・33ハ 合成樹脂製造業遠心分離機 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・33リ 合成樹脂製造業廃ガス洗浄施設 ・33ヌ 合成樹脂製造業湿式集じん施設 ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ロ 医薬品製造業ろ過施設 ・47ハ 医薬品製造業分離施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・47ホ 医薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・66 電気めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設</p> <p>・石油製品製造業蒸留施設（1,2-ジクロロエタ</p>	<p>（汚泥の場合） ・1,2-ジクロロエタン 0.04 （廃酸、廃アルカリの場合） ・1,2-ジクロロエタン 0.4</p>

産業廃棄物の種類	施 設	基 準
	ンの回収を行うものに限る) ・廃油蒸留施設 (1,2-ジクロロエタンの回収を行うものに限る) ・1,2-ジクロロエタンによる表面処理施設	
処分するために処理したものの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・1,2-ジクロロエタン 0.4 ・1,2-ジクロロエタン 0.04
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号キ (1,1-ジクロロエチレン)	[水濁法令別表1] ・19ト 紡績業、繊維製品製造業染色施設 ・19チ 紡績業、繊維製品製造業液浸透施設 ・19リ 紡績業、繊維製品製造業のり抜き施設 ・21ハ 化学繊維製造業原料回収施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業現像洗浄施設等 ・31ハ メタン誘導品(フロンガス)製造業洗浄施設及びろ過施設 ・32イ 有機顔料、合成染料製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料、合成染料製造業顔料、染色レーキ製造施設のうち水洗施設 ・32ハ 有機顔料、合成染料製造業遠心分離機 ・32ニ 有機顔料、合成染料製造業廃ガス洗浄施設 ・33ロ 合成樹脂製造業水洗施設 ・33ハ 合成樹脂製造業遠心分離機 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・33ホ 合成樹脂(フッ素樹脂)製造業ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ・33リ 合成樹脂製造業廃ガス洗浄施設 ・33ヌ 合成樹脂製造業湿式集じん施設 ・34イ 合成ゴム製造業ろ過施設 ・34ロ 合成ゴム製造業脱水施設 ・34ハ 合成ゴム製造業水洗施設 ・34ニ 合成ゴム製造業ラテックス濃縮施設 ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・51ホ 石油精製業潤滑油洗浄施設 ・53イ ガラス、ガラス製品製造業研磨洗浄施設 ・66 電気めつき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・石油精製業改質施設 ・石油製品製造業蒸留施設(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、又は1,1,1-トリクロロエタンの回収を行うものに限る) ・廃油蒸留施設(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、又は1,1,1-トリクロロエタンの回収を行うものに限る) ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンによる表面処理施設	(汚泥の場合) ・1,1-ジクロロエチレン 0.2 (廃酸、廃アルカリの場合) ・1,1-ジクロロエチレン 2

産業廃棄物の種類	施 設	基 準
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・1,1-ジクロロエチレン 2 ・1,1-ジクロロエチレン 0.2
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ユ (シス-1,2-ジクロロエチレン)	〔水濁法令別表1〕 ・19ト 紡績業、繊維製品製造業染色施設 ・19チ 紡績業、繊維製品製造業薬液浸透施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業 現像洗浄施設等 ・31ハ メタン誘導品（フロンガス）製造業洗浄施設及びろ過施設 ・32イ 有機顔料、合成染料製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料、合成染料製造業顔料、染色レーキ 製造施設のうち水洗施設 ・32ハ 有機顔料、 合成染料製造業遠心分離機 ・32ニ 有機顔 料、合成染料製造業廃ガス洗浄施設 ・33ロ 合成樹脂製造業水洗施設 ・33ハ 合成樹脂製 造業遠心分離機 ・33ニ 合成樹脂製造業静置 分離器 ・33ホ 合成樹脂（フッ素樹脂）製 造業ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ・33リ 合 成樹脂製造業廃ガス洗浄施設 ・33ヌ 合成樹 脂製造業湿式集じん施設 ・34イ 合成ゴム製 造業ろ過施設 ・34ロ 合成ゴム製造業脱水施 設 ・34ハ 合成ゴム製造業水洗施設 ・34ニ 合成ゴム製造業ラテックス濃縮施設 ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・46イ 28号か ら前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製 品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号まで に掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ 過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事 業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施 設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・50 第 2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試 薬製造施設 ・51ホ 石油精製業潤滑油洗浄施 設 ・66 電気めつき施設 ・67 洗濯業洗浄 施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・石油製品製造業蒸留施設（トリクロロエチレ ン、テトラクロロエチレン、又はシス-1,2- ジクロロエチレンの回収を行うものに限る） ・廃油蒸留施設（トリクロロエチレン、テトラ クロロエチレン、又はシス-1,2-ジクロロエ チレンの回収を行うものに限る） ・トリクロロエチレン又はテトラクロロエチ レンによる表面処理施設	(汚泥の場合) ・シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 (廃酸、廃アルカリの場合) ・シス-1,2-ジクロロエチレン 4
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・シス-1,2-ジクロロエチレン 4 ・シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号メ (1,1,1-トリクロロエタン)	〔水濁法令別表1〕 ・19ト 紡績業、繊維製品製造業染色施設 ・19チ 紡績業、繊維製品製造業薬液浸透施設 ・19リ 紡績業、繊維製品製造業のり抜き施 設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版 業現像洗浄施設等 ・31ハ メタン誘導製品 (フロンガス) 製造業洗浄施設及びろ過施設	(汚泥の場合) ・1,1,1-トリクロロエタン 3 (廃酸、廃アルカリの場合) ・1,1,1-トリクロロエタン 30

産業廃棄物の種類	施設	基準
	<ul style="list-style-type: none"> ・32イ 有機顔料、合成染料製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料、合成染料製造業顔料、染色レーキ製造施設のうち水洗施設 ・32ハ 有機顔料、合成染料製造業遠心分離機 ・32ニ 有機顔料、合成染料製造業廃ガス洗浄施設 ・33ホ 合成樹脂（フッ素樹脂）製造業ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ロ 医薬品製造業ろ過施設 ・47ハ 医薬品製造業分離施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・47ホ 医薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・51ホ 石油精製業潤滑油洗浄施設 ・53イ ガラス、ガラス製品製造業研磨洗浄施設 ・66 電気めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 <ul style="list-style-type: none"> ・石油精製業改質施設 ・石油製品製造業蒸留施設（1,1,1-トリクロロエタンの回収を行うものに限る） ・廃油蒸留施設（1,1,1-トリクロロエタンの回収を行うものに限る） ・1,1,1-トリクロロエタンによる表面処理施設 	
処分するために処理したもの	<ul style="list-style-type: none"> （廃酸、廃アルカリの場合） （廃酸、廃アルカリ以外の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,1,1-トリクロロエタン 30 ・1,1,1-トリクロロエタン 3
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ミ （1,1,2-トリクロロエタン）	<p>〔水濁法令別表1〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・32イ 有機顔料、合成染料製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料、合成染料製造業顔料、染色レーキ製造施設のうち水洗施設 ・32ハ 有機顔料、合成染料製造業遠心分離機 ・32ニ 有機顔料、合成染料製造業廃ガス洗浄施設 ・33ロ 合成樹脂製造業水洗施設 ・33ハ 合成樹脂製造業遠心分離機 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・33リ 合成樹脂製造業廃ガス洗浄施設 ・33ヌ 合成樹脂製造業湿式集じん施設 ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 	<ul style="list-style-type: none"> （汚泥の場合） ・1,1,2-トリクロロエタン 0.06 （廃酸、廃アルカリの場合） ・1,1,2-トリクロロエタン 0.6

産業廃棄物の種類	施設	基準
	<ul style="list-style-type: none"> ・石油製品製造業蒸留施設（1,1,2-トリクロロエタンの回収を行うものに限る） ・廃油蒸留施設（1,1,2-トリクロロエタンの回収を行うものに限る） 	
処分するために処理したもの	<p style="text-align: center;">（廃酸、廃アルカリの場合）</p> <p style="text-align: center;">（廃酸、廃アルカリ以外の場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1,1,2-トリクロロエタン 0.6 ・1,1,2-トリクロロエタン 0.06
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号シ （1,3-ジクロロプロペン）	<p>〔水濁法令別表1〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・49 農薬製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 <ul style="list-style-type: none"> ・石油製品製造業蒸留施設（1,3-ジクロロプロペンの回収を行うものに限る） ・廃油蒸留施設（1,3-ジクロロプロペンの回収を行うものに限る） 	<p>（汚泥の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,3-ジクロロプロペン 0.02 <p>（廃酸、廃アルカリの場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,3-ジクロロプロペン 0.2
処分するために処理したもの	<p style="text-align: center;">（廃酸、廃アルカリの場合）</p> <p style="text-align: center;">（廃酸、廃アルカリ以外の場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1,3-ジクロロプロペン 0.2 ・1,3-ジクロロプロペン 0.02
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号エ （チウラム）	<p>〔水濁法令別表1〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・34イ 合成ゴム製造業ろ過施設 ・34ロ 合成ゴム製造業脱水施設 ・34ハ 合成ゴム製造業水洗施設 ・34ニ 合成ゴム製造業ラテックス濃縮施設 ・34ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム、又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち静置分離器 ・35イ 有機ゴム薬品製造業蒸留施設 ・35ロ 有機ゴム薬品製造業分離施設 ・35ハ 有機ゴム薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・49 農薬製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・51の2 自動車用タイヤ、チューブ製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、更生タイヤ製造業、ゴム板製造業直接加硫施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 	<p>（汚泥の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チウラム 0.06 <p>（廃酸、廃アルカリの場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チウラム 0.6
処分するために処理したもの	<p style="text-align: center;">（廃酸、廃アルカリの場合）</p> <p style="text-align: center;">（廃酸、廃アルカリ以外の場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・チウラム 0.6 ・チウラム 0.06

産業廃棄物の種類	施設	基準
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ヒ (シマジン)	〔水濁法令別表1〕 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・49 農薬製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設	(汚泥の場合) ・シマジン 0.03 (廃酸、廃アルカリの場合) ・シマジン 0.3
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・シマジン 0.3 ・シマジン 0.03
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号モ (チオベンカルブ)	〔水濁法令別表1〕 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・49 農薬製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設	(汚泥の場合) ・チオベンカルブ 0.2 (廃酸、廃アルカリの場合) ・チオベンカルブ 2
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・チオベンカルブ 2 ・チオベンカルブ 0.2
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号セ (ベンゼン)	〔水濁法令別表1〕 ・21ハ 化学繊維製造業原料回収施設 ・23リ パルプ、紙、紙加工品の製造業セロハン製膜施設 ・23ル パルプ、紙、紙加工品の製造業廃ガス洗浄施設 ・29イ コールタール製品製造業ベンゼン類硫酸洗浄施設 ・29ロ コールタール製品製造業静置分離器 ・32イ 有機顔料、合成染料製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料、合成染料製造業顔料、染色レーキ製造施設のうち水洗施設 ・32ハ 有機顔料、合成染料製造業遠心分離機 ・32ニ 有機顔料、合成染料製造業廃ガス洗浄施設 ・33ロ 合成樹脂製造業水洗施設 ・33ハ 合成樹脂製造業遠心分離機 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・33リ 合成樹脂製造業廃ガス洗浄施設 ・33ス 合成樹脂製造業湿式集じん施設 ・34イ 合成ゴム製造業ろ過施設 ・34ロ 合成ゴム製造業脱水施設 ・34ハ 合成ゴム製造業水洗施設 ・34ニ 合成ゴム製造業ラテックス濃縮施設 ・34ホ スチレンブタジエンゴム、ニトリルブタジエンゴム、又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち静置分離器 ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 ・37ホ 前6号以外の石油化学工業アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸、トリレンジアミン製造施設のうち蒸留施設 ・37ヘ 前6号以外の石油化学工業アルキルベンゼン製造施設のうち酸、アルカリによる処理施設 ・37ト 前6号以外の石油化学工業イソプロピルア	(汚泥の場合) ・ベンゼン 0.1 (廃酸、廃アルカリの場合) ・ベンゼン 1

産業廃棄物の種類	施設	基準
	<p>ルコール製造施設のうち蒸留施設及び硫酸濃縮施設 ・37ヌ 前6号以外の石油化学工業シクロヘキサノン製造施設のうち酸、アルカリによる処理施設 ・37ヲ 前6号以外の石油化学工業ノルマルパラフィン製造施設のうち酸、アルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・41イ 香料製造業洗浄施設 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ロ 医薬品製造業ろ過施設 ・47ハ 医薬品製造業分離施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・47ホ 医薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・51イ 石油精製業脱塩施設 ・51ロ 石油精製業原油常圧蒸留施設 ・51ハ 石油精製業脱硫施設 ・51ニ 石油精製業揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ・51ホ 石油精製業潤滑油洗浄施設 ・61イ 鉄鋼業タール及びガス液分離施設 ・61ロ 鉄鋼業ガス冷却洗浄施設 ・64イ ガス供給業、コークス製造業タール及びガス液分離施設 ・64ロ ガス供給業、コークス製造業ガス冷却洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油製品製造業蒸留施設（ベンゼンの回収を行うものに限る） ・廃油蒸留施設（ベンゼンの回収を行うものに限る） ・ベンゼンによる廃油表面処理施設 	
<p>処分するために処理したもの</p>	<p>（廃酸、廃アルカリの場合） （廃酸、廃アルカリ以外の場合）</p>	<p>・ベンゼン 1 ・ベンゼン 0.1</p>
<p>汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ス （セレン又はその化合物）</p>	<p>〔水濁法令別表1〕 ・26イ 無機顔料製造業洗浄施設 ・26ロ 無機顔料製造業ろ過施設 ・26ハ 無機顔料製造業カドミウム系無機顔料製造施設のうち遠心分離機 ・26ホ 無機顔料製造業廃ガス洗浄施設 ・27イ 前2号以外の無機化学工業製品製造業ろ過施設 ・27ロ 前2号以外の無機化学工業製品製造業遠心分離機 ・27ヌ 前2号以外の無機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・27ル 前2号以外の無機化学工業製品製造業湿式集じん施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・53イ ガラス、ガラス製品製造業研磨洗浄施設 ・53ロ ガラス、ガラス製品</p>	<p>（汚泥の場合） ・セレン又はその化合物 0.3 （廃酸、廃アルカリの場合） ・セレン又はその化合物 1</p>

産業廃棄物の種類	施設	基準
	製造業廃ガス洗浄施設 ・58イ 窯業原料精製業水洗式破碎施設 ・58ロ 窯業原料精製業水洗式分別施設 ・58ハ 窯業原料精製業酸処理施設 ・58ニ 窯業原料精製業脱水施設 ・62イ 非鉄金属製造業還元そう ・62ロ 非鉄金属製造業電解施設 ・62ホ 非鉄金属製造業廃ガス洗浄施設 ・62ヘ 非鉄金属製造業湿式集じん施設 ・63ホ 金属製品製造業、機械器具製造業廃ガス洗浄施設 ・65 酸又はアルカリによる表面処理施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設	
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・セレン又はその化合物 1 ・セレン又はその化合物 0.3
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号(ダイオキシン類を含むもの)	[ダイオキシン類特措法令別表2] ・1 硫酸パルプ又は亜硫酸パルプ製造の塩素又は塩素化合物漂白施設 ・2 カーバイト法アセチレン洗浄施設 ・3 硫酸カリウム製造施設のうち廃ガス洗浄施設 ・4 アルミナ繊維製造施設のうち廃ガス洗浄施設 ・5 塩化ビニルモノマー製造二塩化エチレン洗浄施設 ・6 カプロラクタム製造施設のうち硫酸濃縮施設等 ・7 クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設のうち水洗浄施設等 ・8 ジオキサジンバイオレット製造施設のうちニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設等 ・9 アルミニウム又はその合金製造焙焼炉等の発生ガス処理施設のうち廃ガス洗浄施設等 ・10 亜鉛回収施設のうち精製施設等 ・11 廃棄物焼却炉(火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が50kg/h以上のもの)のうち廃ガス洗浄施設等 ・12 廃PCB等又はPCB処理物分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物洗浄施設又は分離施設	ダイオキシン類 3ng-TEQ/g
処分するために処理したもの		ダイオキシン類 3ng-TEQ/g
ばいじん 令第2条の4第6号	輸入された廃棄物の焼却施設(処理能力が200kg/h以上又は火格子面積が2㎡以上の焼却施設に限る)において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの及び当該ばいじんを処分するために処理したものの処理施設	ダイオキシン類 3ng-TEQ/g
ばいじん、燃え殻 令第2条の4第7号(ダイオキシン類)	政令別表第3の14の項に掲げる施設において輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん又は燃え殻及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの処理施設	ダイオキシン類 3ng-TEQ/g
処分するために処理したもの		ダイオキシン類 3ng-TEQ/g
汚泥 令第2条の4第8号(ダイオキシン類)	政令別表第3の14の項に掲げる施設において輸入された廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥及び当該汚泥を処分するために処理したものの処理施設	ダイオキシン類 3ng-TEQ/g
処分するために処理したもの		ダイオキシン類 3ng-TEQ/g

産業廃棄物の種類	施設	基準
ばいじん (輸入された廃棄物であるものに限る) 令第2条の4第9号		集じん施設により集められたもの
燃え殻 令第2条の4第10号 (ダイオキシン類) (輸入された廃棄物であるものに限る)		ダイオキシン類 3 ng-TEQ/ g
汚泥 令第2条の4第11号 (ダイオキシン類) (輸入された廃棄物であるものに限る)		ダイオキシン類 3 ng-TEQ/ g